

平成 29 年 11 月 25 日開催 通所介護分科会研修会「通所介護サービスの制度理解を深めよう」

事業者様からのご質問、及び回答について

神戸市シルバーサービス事業者連絡事業者連絡会
通所介護分科会

1. 時間減の算定について

- Q1. 帰りたいと言われ、3 時間未満のサービス提供で家に送った場合、請求できないのか？
請求できなければ単なる奉仕になるのか？
- A. 時間未満の請求はできません。ただ、独自にキャンセル料を設定することは可能です。

(以下、平成 27 年 4 月版「介護報酬の解釈」QA・法令編 23P より)

- Q2. 所要時間を短縮した場合の算定 具体的な内容
「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所サービス計画上の単位数を算定して差し支えない。」とされているが、具体的にどのような内容なのか。
- A. 通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを行うための標準的な時間によることとされている。こうした趣旨を踏まえ、例えば 7 時間以上 9 時間未満のサービスの通所介護計画を作成していた場合において、当日の途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず 6 時間でサービス提供を中止した場合に、当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。(ただし、利用者負担の軽減の観点から、5 時間以上 7 時間未満の所定単位数を算定してもよい。) こうした取り扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている事業所を想定しており、限定的に適用されるものである。当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

(例)

- ①利用者が定期検診などのために当日に併設保険医療機関の受診を希望することにより 6 時間程度のサービスを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、6 時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- ②利用者の当日の希望により 3 時間程度の入浴のみのサービスを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成するべきであり、3 時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- ③ 7 時間以上 9 時間未満の通所介護を行っていたが、当日利用者の心身の状況から 1～2 時間で中止した場合は、当初の通所サービス計画に位置付けられていた時間よりも大きく短縮しているため、当日のキャンセルとして通所介護費を算定できない。

- Q3. 過去のケースで、計画に位置づけずに当日の体調不良等により 3 時間未満でサービス提供が終了し、時間減の請求を行っていた場合、どのような対応を取れば良いのか？
- A. 過誤申立にて対応して下さい。

2. 総合事業について

- Q. 来年度、加算が変更になる予定があるのか？
- A. 現在は未定です。

3. 通所介護計画書について

- Q. 作成者として管理者の名前を表記する必要があるのか？
- 作成者の名前を表記しますので、作成者が管理者であれば管理者の名前を表記して下さい。ただ必ずしも作成者が管理者の名前である必要はありません。
- 作成業務は管理者の責任において、生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員等が共同して行うことで差し支えはありません。従って計画を管理者が知らないということは、無いようにして下さい。
- (共同での作成であること、管理者が確認したことが確認できる記載がある方が望ましいです。)

4. 個人情報使用に関する同意書について

- Q. 家族代表の欄を作れば、利用者本人のみの同意だけで済むのか？
- A. 利用者本人と家族代表は分けて、それぞれから同意を得て下さい。利用者本人及び家族から包括的な同意を得る必要があります。本人と家族はあくまでも別として考えて下さい。

5. 生活相談員の配置について

- Q. 提供時間中を通じての配置なのか？それとも延べ時間数の配置で良いのか？
- A. 人員基準上は、通所介護の提供日ごとに、「サービス提供時間帯の生活相談員の勤務時間数の合計」を「サービス提供時間帯の時間数」で割り算した答えが、1 以上（確保されるために必要と認められる数）となるよう配置が必要です。
- これだけ捉えると、例えば 1 単位の提供で AM に生活相談員を二人配置すれば、PM に二人とも不在であっても計算上は人員基準を満たすケースもありえます。しかしながら、この基準の趣旨は、サービス提供時間帯には常に生活相談員が配置できるだけの勤務時間数を想定したものと考えられるため、運営に支障を来さないよう、サービスを提供している時間帯には、生活相談員の配置が望ましいと考えます。

(以下、平成 27 年 4 月版「介護報酬の解釈」指定基準編 130P より)

人員に関する基準 [従業者の員数]

指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下こ

の節から第 4 節までにおいて「通所介護従業者」という。) の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数。

6. 送迎減算、同一建物減算について

Q. 同時算定はありえるのか？

A. 同一建物減算が優先して適用されるため、ありえません。

(以下、平成 27 年 4 月版「介護報酬の解釈」単位数表編 273P より)

〔注 17〕送迎を行わない場合の減算について

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業所が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、注 16(同一建物減算を指す)の減算となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

追記： 回答については、神戸市シルバーサービス事業者連絡会通所介護分科会より、神戸市介護指導課指導係長福田様にご相談のうえ、ご意見を頂戴し回答させて頂いております。